

## 株 主 各 位

(本 店)  
東京都足立区千住一丁目4番1号  
東京芸術センター  
(本社事務所)  
東京都千代田区神田駿河台二丁目5番地1  
御茶ノ水ファーストビル  
株 式 会 社 エ ナ リ ス  
代表取締役社長 村 上 憲 郎

### 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年10月25日(火曜日)午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成28年10月26日(水曜日)午前11時  
(開催時刻が前回と異なりますので、お間違いのないようご注意ください。)
2. 場 所 東京都千代田区飯田橋三丁目8番5号  
ベルサール飯田橋駅前イベントホール  
(住友不動産飯田橋駅前ビル1階)  
(開催場所が前回と異なりますので、お間違いのないようご注意ください。)
3. 目的事項  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役3名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

臨時株主総会参考書類の記載事項について修正が生じた場合は、当社ホームページ(<http://www.eneres.co.jp/>)に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められるようになったことに伴い、これらの取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、規定を変更するものであります。本議案のうち、現行定款第30条を変更する議案の提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                                                                                                     | 変更案                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第30条（<u>取締役の会社に対する責任の制限</u>）<br/>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> | <p>第30条（<u>取締役の責任限定契約</u>）<br/>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> |
| <p>第40条（<u>監査役の会社に対する責任の制限</u>）<br/>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> | <p>第40条（<u>監査役の責任限定契約</u>）<br/>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>                    |

## 第2号議案 取締役3名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役3名を増員することとし、取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は以下のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式の総数 |
|-------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1     | こばやし まさひろ<br>小林 昌宏<br>(昭和38年2月27日)     | 昭和62年4月 東京通信ネットワーク株式会社 入社<br>平成16年6月 株式会社パワードコム 常務執行役員<br>平成20年4月 KDDI株式会社 ソリューション商品企画本部長<br>平成22年8月 日本ネットワークイネイブラー株式会社 代表取締役社長兼務(～平成28年6月)<br>平成25年4月 KDDI株式会社 理事 商品統括本部 プロダクト企画本部長<br>平成28年4月 同社 理事 商品・CS統括本部 副統括本部長(現在)                                                                                                                                                   | 一株           |
| 2     | いむら まさる<br>井村 勝<br>(昭和42年3月11日)        | 平成2年4月 国際電信電話株式会社 入社<br>平成13年7月 KMN株式会社 出向<br>平成14年10月 同社 経営管理本部 経営企画部長<br>平成16年4月 同社 名古屋事業部長<br>平成18年4月 同社 取締役 名古屋事業部長<br>平成23年4月 同社 代表取締役社長<br>平成23年6月 株式会社コミュニティネットワークセンター 取締役<br>平成25年4月 KDDI株式会社 メディア・CATV推進本部 事業企画部長(現在)                                                                                                                                               | 一株           |
| 3     | なか ぎり こういちろう<br>中 桐 功一朗<br>(昭和37年8月2日) | 昭和61年3月 第二電電株式会社 入社<br>平成17年4月 KDDI株式会社 データ・ソリューション推進部長<br>平成18年1月 同社 データネットワーク商品企画部長<br>平成18年4月 株式会社KDDIネットワーク&ソリューションズ 出向 経営企画部長<br>平成20年4月 KDDI株式会社 グローバル営業企画部長<br>平成21年4月 同社 グローバルビジネス企画部長<br>平成22年1月 KDDI EUROPE Ltd. 出向 Deputy Managing Director<br>平成22年10月 KDDI Deutschland GmbH 出向 Managing Director<br>平成25年4月 KDDI株式会社 ネットワークサービス企画部長<br>平成28年4月 同社 サービス企画本部長(現在) | 一株           |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結できるようになります。当社は、本議案において中桐功一朗氏が選任され取締役になされた場合、第1号議案が原案どおり承認可決されることを条件に、同氏との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

以 上



## 臨時株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区飯田橋三丁目8番5号  
ベルサール飯田橋駅前イベントホール  
(住友不動産飯田橋駅前ビル1階)

※「ベルサール飯田橋ファースト」とは異なりますので、ご注意願います。  
※開催場所が前回と異なりますので、お間違いのないようご注意願います。



交通 JR線

「飯田橋駅」東口徒歩3分

東京メトロ東西線・有楽町線・南北線

都営地下鉄大江戸線

「飯田橋駅」A2出口、A5出口 徒歩2分